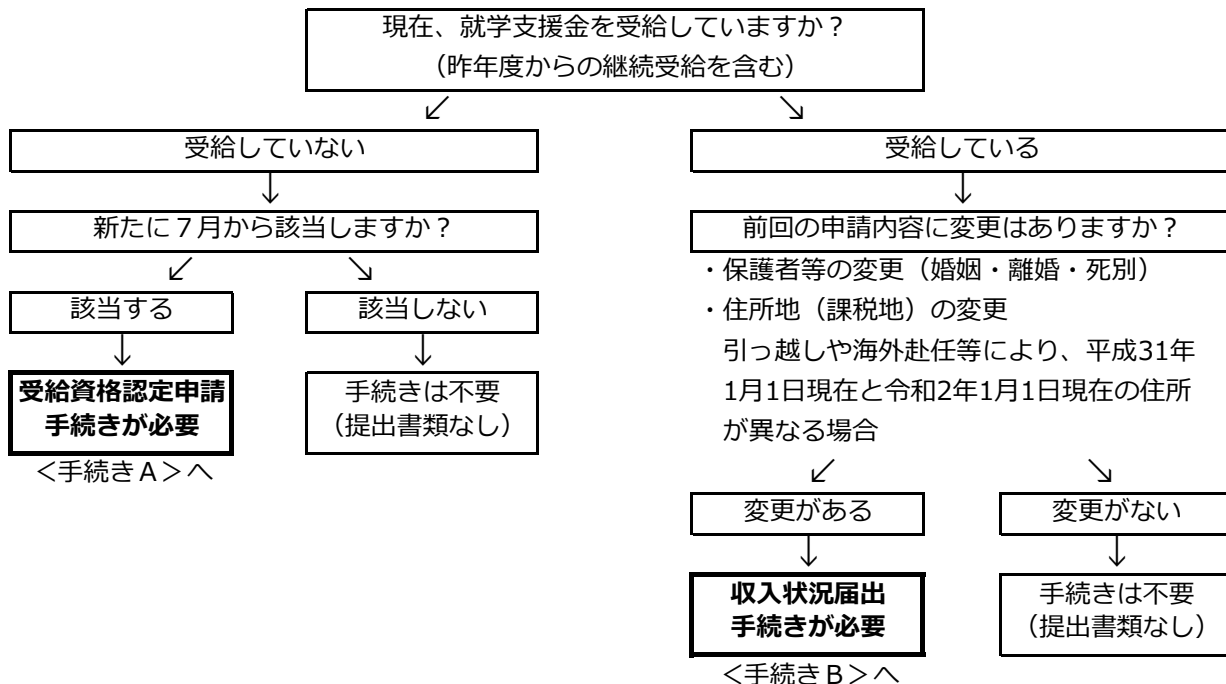


令和2年7月以降の高等学校就学支援金のご案内です。

今回、全員が書類を提出する必要はありません。手続きが必要な方のみ、期限までに必ず申請手続きを行ってください。



[概要]

- 審査対象となる収入の年度が毎年6月に切り替わるため、7月～翌年6月分の就学支援金について再度審査します。令和2年7月から所得要件が変更となり、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が政令で定める金額(304,200円)未満の場合、高等学校等就学支援金が支給されます。(裏面チラシ参照)
- 現在、就学支援金を受給していない方が、新たに7月から該当する場合、受給資格認定申請手続きが必要です。**
- 昨年度から引き続き就学支援金を受給している方は既にマイナンバーを提出しているため、7月の届出は不要です。**提出されたマイナンバーにより、収入の年度が切り替わる時期に、その都度、三重県私学課が税額の照会をすることで、就学支援金の認定結果を通知しますので、**収入年度切り替わり時期の課税証明書の提出は不要になりました。**ただし、**前回の申請内容に変更(保護者等の婚姻・離婚・死別、住所地の変更等)があった場合は、別途手続きが必要ですので、必ず事務局に必要書類を提出してください。**

※今回の審査に必要な情報は、令和2年(2020年)1月1日現在の住所地(課税地)です。

引越したり海外赴任等で、平成31年(2019年)1月1日現在と令和2年(2020年)1月1日現在の住所が異なる場合は、必ず収入状況届出書を提出してください。

[申請方法]

<p><手続きA></p> <p>現在、就学支援金を受給していない方が、新たに7月から該当する場合</p>	提出書類	<input type="checkbox"/> 申請内容確認用紙 <input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書(初回時)様式第1号 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(写)等貼付台紙(※1)
	<p>①「申請内容確認用紙」、「受給資格認定申請書」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」を本校ホームページからプリントアウトするか、事務局にて受け取り、必要事項を記入する。</p>	
	<p>②「個人番号カード(写)等貼付台紙」のみ、各自準備した「封筒」に入れて厳封する。(どんな封筒でも構いません。古封筒や銀行封筒なども可)</p>	
	<p>③「申請内容確認用紙」、「受給資格認定申請書」と「個人番号カード(写)等貼付台紙」を入れた「封筒」を生徒本人が事務局に提出する。</p>	
	<p>※保護者が提出する場合、本人確認(身元確認)を行う必要があるため、原則、生徒本人が同伴の上、提出してください。(担任への提出不可)やむを得ない理由により保護者が提出する場合、本人確認書類(※2)が必要です。</p>	

- ・「個人番号カード（写）等貼付台紙」に保護者等全員の「個人番号カード（写）」を貼付して提出してください。親権者の1人が控除対象配偶者である場合でもマイナンバーの提出は省略できません。（生徒のマイナンバーは不要）
- ・「個人番号カード（写）」が提出できない場合は、「保護者等の個人番号が記載された住民票（写）」または「住民票記載事項証明書（写）」を貼付台紙に添えて提出してください。（台紙に貼付する必要はありません）
- ・「通知カード（写）」は原則として使用できません。ただし、「通知カード」の記載事項を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に「通知カード」の変更手続きが完了している場合に限り、「個人番号カード（写）」の代わりに「通知カード（写）」を提出可能です。
- ・「通知カード」の代替である「個人番号通知書」は、番号法上の番号確認書類や身元確認書類としては利用できません。
- ・現在、海外在住等により国内に住民票がない場合でも、マイナンバー制度導入時（平成27年（2015年）10月5日時点）に日本国内に住民票があれば「通知カード」の交付を受けているため、マイナンバーの提出が必要です。マイナンバー制度導入時に日本国内に住民票がなく、「通知カード」の交付を受けていない場合、提出は不要です。
- ・令和2年7月からの判定基準の変更に伴い、従来の課税証明書等では審査が難しいため、マイナンバーの提出をお願いします。
- ・収入申告（源泉徴収又は青色申告）を行っていない方は、税額の照会ができないため、事前に税の申告をしてください。詳しくは、市町村の税務担当窓口でご相談ください。

（※1）「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼付する書類について

貼付する書類	貼付が必要な部分
「個人番号カード（写）」	裏面のみ
「通知カード（写）」 （記載事項に変更がない場合） （記載事項の変更手続き完了の場合）	表面のみ（住所・名前の変更があれば裏面も貼付） ※上の部分（緑色の通知カード）のみ貼付
	下の部分（個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書） は切り取り、貼付しないでください。

（※2）本人確認書類について

提出者	貼付または添付する書類	本人確認書類
生徒本人	「個人番号カード（写）」	不要
	「住民票（写）」	不要
	「通知カード（写）」	不要
保護者 または 郵送	「個人番号カード（写）」	個人番号カードの表面を提示またはコピーを同封
	「住民票（写）」 「通知カード（写）」	次の①または②の原本を提示またはコピーを同封（どちらか1名分） ①運転免許証、パスポート等の公的機関が発行した、写真付き身分証明書のうち1種類 ②保険証等の写真なしの証明書や公的料金の領収書（住所・名前が確認できるもの）等のうち2種類

<手続きB> 既に就学支援金を受給している方で、前回の申請内容に変更がある場合	提出書類	<input type="checkbox"/> 申請内容確認用紙 <input type="checkbox"/> 収入状況届出書（2回目以降）様式第1号
	①「申請内容確認用紙」、「収入状況届出書」を本校ホームページからプリントアウトするか、事務局にて受け取る。	
	②必要事項を記入し、事務局に提出する。	

[提出期限 / 提出先]

令和2年6月22日（月）まで / 事務局（平日 8:00~17:00）

期日までに提出がない場合は、申請しないものとして取り扱います。

※高等学校等就学支援金制度の他に、保護者等の全てが、失業（自己都合の退職・定年等の期限満了による離職等を除く）や倒産等により家計が急変し授業料の納付が困難になった場合、私立高等学校等授業料減免補助金の対象となることがありますので、今回の申請時に限らず、年度途中で失業した場合は、事務局までお問合せください。（保護者等の一方が失業等し、もう一方が就労していない場合を含む。）